

ひとり親家庭

児童扶養手当

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童について手当を支給し、ひとり親家庭の生活の安定を図り、自立を促進します。父または母が重度の障がいにある場合はひとり親でなくても支給します。また、父母に代わって子どもを育てている人に対しても支給します。

〔手当を受給できる人（支給要件）〕

次のいずれかに該当する18歳までの児童（18歳にたった年度末までの児童。ただし、障がい児については20歳未満）を養育している父もしくは母、または養育者。

- 父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度の障がい（年金の障害等級1級程度）にある児童で公的年金の加算対象になっていない児童
- 父または母の生死が明らかではない児童
- 父または母から1年以上遺棄されている児童（遺棄…連絡が取れず児童の養育を放棄していること）
- 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母の婚姻によらないで生まれた児童
- 公的年金給付が児童扶養手当額よりも低い方

※一定額以上の所得がある場合は手当の全部または一部の支給が停止されます。

〔手当を受給できない人〕

次のいずれかに該当するときは支給されません。

- 父または母が婚姻の届出はしてなくても内縁関係などがあるとき（異性との同居、訪問、生活費の援助なども含む）
- 手当を受けようとする父もしくは母、または養育者が日本国内に住所を有しないとき。
- 対象児童が日本国内に住所を有しないとき。
- 対象児童が里親に委託されたり、児童福祉施設（母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く）や少年院に入所しているとき
- 公的年金給付が児童扶養手当額よりも高い方
- 父以外の受給者で平成15年4月1日時点において、上記支給要件のいずれかに該当して5年を経過しているとき。

[所得制限]

手当を受給する人・配偶者（父または母が障がいの場合）・養育者・扶養義務者の所得が一定額以上であるときは手当が支給されません。

扶養親族等の数	本人の所得		扶養義務者及び配偶者の所得
	全部支給に該当	一部支給に該当	
0人	190,000円未満	1,920,000円未満	2,360,000円未満
1人	570,000円未満	2,300,000円未満	2,740,000円未満
2人	950,000円未満	2,680,000円未満	3,120,000円未満
3人以上	1人増えるごとに380,000円追加		

※扶養親族等の数は所得税の扶養親族の数です。児童の父から母または児童に対し養育費を受けている場合、その養育費の8割が母の合計所得に算入されます。また、児童の母から父または児童に対し養育費を受けている場合も同様です。

[支給月額] 平成27年度

	全部支給	一部支給
児童1人	42,000円	41,990円～9,910円
児童2人目	5,000円を加算	
児童3人目以降	1人につき3,000円を加算	

[支給開始月]

認定された場合、申請書を受理した月の翌月分から支給されます。

[支給月]

毎年4月・8月・12月にその前月までの4ヵ月分を支給します。

※各月の11日が支給日です。土日が休日の場合は、前日のお振込みとなります。

[手続き]

事前に相談の上、必要な書類をそろえて申請してください。

[現況届]

児童扶養手当認定後は、毎年8月に現況届の提出が必要です。

問い合わせ先

こども未来課（八代市役所1階）

TEL：0965-33-8721

ひとり親家庭等医療費助成

医療保険を使って医療機関で診察を受けたとき、医療費の自己負担金の一部を助成します。

〔助成対象者〕

- 母子家庭の母及びその人が扶養している児童
- 父子家庭の父及びその人が扶養している児童
- 父母のない児童

※児童は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人

※母子家庭の母及び父子家庭の父は、20歳未満の児童を扶養している人

〔助成額〕

自己負担額（医療保険に附加給付等がある場合はそれを控除した額）の3分の2を助成します。（入院時の食事療養費に係る負担額は除く。）

〔手続き〕

事前に相談の上、必要な書類をそろえて受給資格者証交付の申請をしてください。（児童扶養手当と同じ所得制限があります。）また、認定後は、毎年8月に現況届の提出が必要です。

〔有効期限〕

受診月の翌月から1年間です。これを過ぎたものは、受付できません。

問い合わせ先 **こども未来課**（八代市役所1階）

TEL：0965-33-8721

熊本県母子寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定と、その児童（子）の福祉を図るために、各種資金の貸し付けを行っています。

貸付の種類	限度額
事業開始資金	2,830,000円
事業継続資金	1,420,000円
修学資金	月額18,000円～64,000円
技能習得資金	月額68,000円
修業資金	月額68,000円
就職支度資金	100,000円
結婚資金	300,000円
医療介護資金	医療 340,000円 介護 500,000円
生活資金	月額103,000円～141,000円
住宅資金	1,500,000円
転宅資金	260,000円
就学支度資金	39,500円～590,000円

問い合わせ先 **八代地域振興局福祉課**

TEL：0965-33-8756

JR通勤定期の割引制度

児童扶養手当の支給を受けている世帯の人が、JRの列車で通勤する場合、定期券の割引（3割）が受けられます。制度を受けるためには八代市役所で証明書を発行してもらい、定期購入時に提示する必要があります。

問い合わせ先

こども未来課（八代市役所1階）

TEL：0965-33-8721

ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭・父子家庭及び寡婦の人が修学等の自立に必要な事由や病気などにより、一時的に介護・保育のサービス等で日常生活に支障が生じた場合や、母子・父子家庭になって間がなく生活が不安定な場合などに家庭支援員の派遣により生活援助や子育て支援を受けることができます。

〔支援内容〕

- 生活援助
利用者宅での家事、介護その他の日常生活のお手伝い
- 子育て支援
保育サービス（支援員の居宅等での預かり）

〔対象家庭〕

八代市内に住所を有し、次に該当する家庭です。

- ・技能習得のための通学若しくは就職活動などの自立促進に必要な事由、又は疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭
- ・ひとり親家庭等になって間がないなど生活環境等が急変し、日常生活を営むのに支障が生じている家庭

〔利用料〕

利用世帯区分	利用者負担額（1時間あたり）	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯・市県民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	70円	150円
前期以外の世帯	150円	300円

〔手続き〕

家庭生活支援員の派遣を希望する場合、事前に登録し、派遣依頼の申込みをする必要があります。

問い合わせ先

こども未来課（八代市役所1階）

TEL：33-8721

母子家庭自立支援訓練給付金

●自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭のお母さん、お父さんの主体的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的として、指定対象講座終了後に、申請により給付金を支給するものです。

[対象者]

- 八代市内に住所を有する母子家庭、父子家庭の母及び父であって、次の要件に全て該当する人
- ・児童扶養手当法支給水準の所得であること
 - ・雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
 - ・教育訓練を受けることが適職につくために必要であること
 - ・過去に訓練給付の支給を受けたことがないこと

[対象講座]

- 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座
- 就職に結びつく可能性の高い講座で、国が定めるもの
- 前各号に掲げるものに準じ、熊本県知事が指定する講座

[支給額]

支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の2割に相当する額です。
(ただし、上限は10万円、下限は4千円となります)

[手続き]

この訓練給付金を希望する人は、八代市市民相談室において八代市母子・父子自立支援員との事前相談を行い、対象講座としての指定を受ける必要があります。

なお、事前相談に来られる際は、対象講座開始日の15日前までにお越しください。

●高等職業訓練促進等給付金（訓練促進給付金・修了支援給付金）

母子家庭の母または父子家庭の父が、就職に有利な資格を取得するため養成機関で2年以上の修業している場合に、生活の負担軽減を図るために給付金を支給します。

[対象者]

- 八代市内に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父で、次の要件に全て該当する人
- ・児童扶養手当法支給水準の所得であること
 - ・養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
 - ・仕事または育児と修業の両立が困難であること
 - ・過去に本事業による訓練給付の支給を受けたことがないこと
 - ・中央職業能力開発協会が実施する訓練・生活支援給付金等の給付金を受けていないこと

[対象資格]

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士、保健師、助産師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、診療エックス線技師、歯科技工士、臨床検査技師、調理師、製菓衛生士、柔道整復師、視能訓練士、社会福祉士、精神保健福祉士、言語聴覚士、管理栄養士、医師、歯科医師、薬剤師、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士

[支給額]

- 訓練促進給付金（月額70,500円または100,000円）
- 修了支援給付金（一時金50,000円または25,000円）

※申請方法など詳しくはお問合せ下さい。

問い合わせ先

こども未来課（八代市役所1階）

TEL：0965-33-8721